

第1回姫路市新型コロナウイルス感染症対策本部会議での指示事項

(令和2年4月7日)

間もなく安倍首相が、兵庫県など7都府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態宣言を行う予定です。

この宣言に対し、兵庫県では知事を本部長とする、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、緊急事態措置が示される予定です。

本市におきましては、これまでの「姫路市新型コロナウイルス危機対策本部」に替えて、「姫路市新型コロナウイルス感染症対策本部」を新たに設置し、本日、第1回会議を開催いたします。

本市は、この緊急事態措置に従い、市民の皆さまの安全・安心を第一に考え、確固たる対応を取ってまいります。

緊急事態措置の内容は、現時点ではまだ届いておりません。しかしながら、適切な対応が迅速に取れるよう各部局においては、しっかりと備えてください。

具体的には、姫路城の公開の休止や、姫路市の貸し館施設の貸し出し休止について検討するよう指示します。

職員一人ひとりが、緊急事態宣言がなされたことを強く認識し、感染の拡大防止に、全職員が一丸となり、取り組んでください。